



鳥取県公報

平成14年 5月17日(金)
第 7 3 8 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則 (67) (経済政策課)	1
告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (303) (県民活動推進課)	3
	土地改良区の役員の就任 (304) (耕地課)	4
	土地改良区の役員の就退任 (305) (")	4
	県営土地改良事業の工事の完了 (306) (道路課)	5
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (307) (審査課)	5
調達公告	随意契約の相手方の決定 (情報政策課)	5
正 誤	平成14年 3月29日付鳥取県条例第16号中訂正 (税務課)	6
	平成14年 3月29日付鳥取県規則第30号中訂正 (")	6

= 公布された規則のあらまし =

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

- 平成14年 4月 1日から平成15年 3月31日までの間においては、金融機関は、当該金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者（据置期間中の者を除く。）で、中小企業信用保険法の規定により経済産業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最近 3月の売上高若しくは営業利益の額が 1年前、2年前若しくは 3年前の同期に比べ減少しているもの（知事が別に定める要件に該当する者に限る。）の当該資金の貸付期間を、鳥取県中小企業設備資金にあつては 5年間、鳥取県中小企業経営健全化資金にあつては 3年間を限度として延長することができるものとする事とした。
- この規則は、公布の日から施行し、改正後の内容は、平成14年 4月 1日から適用することとした。

規 則

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 5月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第67号

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正)

第1条 鳥取県中小企業設備資金貸付規則(昭和39年鳥取県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>8 <u>平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間</u> <u>においては、金融機関は、当該金融機関から資金の</u> <u>貸付けを受けている中小企業者(据置期間中の者を</u> <u>除く。)</u>で、中小企業信用保険法(昭和25年法律第 264号)第2条第3項第5号の規定により経済産業 大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は最 近3月の売上高若しくは営業利益の額(営業収益の 額から営業費用の額を控除した額をいう。)が1年 前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少してい るもの(知事が別に定める要件に該当する者に限る。) の当該資金の貸付期間を、5年間(附則第2項から 第6項までの規定により償還を猶予された者又は前 項の規定により貸付期間を延長された者にあつては、 5年から償還を猶予された期間又は貸付期間を延長 された期間を差し引いた期間)を限度として延長す ることができる。この場合において、当該資金に係 る別表第2の規定の適用については、同表中「12年」 とあるのは、「17年」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～7 略</p>

(鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正)

第2条 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和41年鳥取県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>6 <u>平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間</u> <u>においては、金融機関は、当該金融機関から資金の</u> <u>貸付けを受けている中小企業者等(据置期間中の者</u> <u>を除く。)</u>で、中小企業信用保険法(昭和25年法律 第264号)第2条第3項第5号の規定により経済産 業大臣が指定する業種に属する事業を行うもの又は 最近3月の売上高若しくは営業利益の額(営業収益</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 略</p>

の額から営業費用の額を控除した額をいう。)が1年前、2年前若しくは3年前の同期に比べ減少しているもの(知事が別に定める要件に該当する者に限る。)の当該資金の貸付期間を、3年間(附則第3項若しくは第4項の規定により償還を猶予された者又は前項の規定により貸付期間を延長された者)にあつては、3年から償還を猶予された期間又は貸付期間を延長された期間を差し引いた期間)を限度として延長することができる。この場合において、当該資金に係る第5条第3号の規定の適用については、同号中「7年」とあるのは、「10年」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の鳥取県中小企業設備資金貸付規則附則第8項の規定及び第2条の規定による改正後の鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則附則第6項の規定は、平成14年4月1日から適用する。

告 示

鳥取県告示第303号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年7月8日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成14年5月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成14年5月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岩美あくていぶカンパニー

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

前嶋 伸一

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

岩美郡岩美町大字牧谷690 - 20

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、住民、企業、行政のパートナーシップによる地域環境の持続的な改善活動を推進し、もって地域の経済的・社会的発展に寄与することによって、現在危機的な状況にある自然環境の保全、生態系の維持、並びに持続可能な循環型環境社会(サステナブル・コミュニティ)の構築を目指し、コミュニティ・ビジネスについての研究調査啓発に関する事業等を行い、もって地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的と

する。

鳥取県告示第304号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年5月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した役員の氏名及び住所

理 事 前 田 洋一郎 東伯郡北条町島639

平成14年3月26日就任

鳥取県告示第305号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年5月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 本 川 一 孝 倉吉市下古川5 - 1
" 野 嶋 正 義 東伯郡北条町国坂430
" 石 村 静 臣 倉吉市新田242
" 山 本 幹 裕 倉吉市小田167
" 徳 田 清 博 倉吉市古川沢190
" 徳 田 一 範 倉吉市井手畑38
" 牧 田 照 徳 倉吉市中江259
" 生 田 愿 倉吉市大塚120
" 福 田 勝 頼 倉吉市穴窪251
監 事 伊 東 祐 道 倉吉市新田289
" 山 本 幸 人 倉吉市小田192

平成14年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 本 川 一 孝 倉吉市下古川5 - 1
" 野 嶋 正 義 東伯郡北条町国坂430
" 石 村 静 臣 倉吉市新田242
" 山 本 幹 裕 倉吉市小田167
" 西 谷 正 一 倉吉市古川沢270 - 1
" 徳 田 一 範 倉吉市井手畑38
" 牧 田 照 徳 倉吉市中江259
" 生 田 愿 倉吉市大塚120
" 福 田 勝 頼 倉吉市穴窪251

監 事 伊 東 祐 道 倉吉市新田289
" 山 本 幸 人 倉吉市小田192
平成14年4月22日就任 任期4年

鳥取県告示第306号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成14年5月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業小畑地区	平成13年12月20日

鳥取県告示第307号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成14年5月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

平成14年度に鳥取県立童謡館多目的ホールで開催される「わらべ館こどもの四季コンサート」に係る入場料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化観光局文化振興課

主幹 西尾 孝之

3 委任期間

平成14年6月3日から平成15年3月31日まで

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年5月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達件名及び数量 鳥取情報ハイウェイ管理運営委託業務 一式

2 契約方式 随意契約

3 契約日 平成14年4月1日

4 契約の相手方の名称及 財団法人鳥取県情報センター

- び所在地 鳥取市東町一丁目220
- 5 契 約 金 額 40,944,750円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契約事務担当部局の名 鳥取県企画部情報政策課
称及び所在地 鳥取市東町一丁目220

正 誤

平成14年3月29日公布の鳥取県条例第16号(鳥取県税条例の一部を改正する条例)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 18

行 12

誤 都市再開発法等の一部を改正する法律(平成14年法律第 号)

正 都市再開発法等の一部を改正する法律(平成14年法律第11号)

平成14年3月29日公布の鳥取県規則第30号(鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
2	終わりから 4	平成14年 3月29日	平成14年 3月29日